

令和3年度 放課後児童クラブ 一時入所利用のご案内

一般社団法人久喜市学童保育運営協議会では、協議会独自の事業として、久喜市立の小学校に通っている児童を対象に、保護者が、緊急に家庭保育が困難となる場合等に生活支援を行う一時入所事業を行っています。

一時入所の利用を希望される方は、各クラブに申請してください。

1 利用できる条件

- (1) 久喜市立の小学校に通っている児童で、保護者（両親及びこれに代わる者）が緊急に家庭保育が困難となる場合（保護者の傷病、出産、看護、介護等）
- (2) 夏休み、冬休み、春休み等、または学校の早帰り等、普段とは違う時間に児童が帰宅し家庭保育が困難となる場合
- (3) その他、協議会理事長が必要と認める場合

2 保育時間等

- (1) 保育日及び保育時間は、次の通りです。

保 育 日	保 育 時 間	備 考
平日（月曜日～金曜日）	授業の終了時から 午後7時15分まで	登校時刻が遅れる日は 午前7時30分から
土曜日	午前7時30分から 午後6時30分まで	
土曜日を除く学校の休業日	午前7時30分から 午後7時15分まで	夏休み、冬休み、春休み 学校行事の振替休日等

- ◎ 時間外保育…交通機関等の突発事故等、緊急かつやむを得ない理由により、保育終了時刻までに保護者などのお迎えができない場合は、時間外保育を実施します。

その際は別途、時間外利用料が必要となります。

- (2) 休所日

- ① 日曜日
- ② 祝日
- ③ 8月13日から8月16日までの期間（お盆休み）
- ④ 12月29日から翌年1月3日までの期間（年末年始休み）

- (3) その他

- ① 台風等で学校の登校時刻が遅れたり、休校になった場合には、午前7時30分から開室します。ただし、児童の安全を確保することが困難であると判断した場合、閉室したり、時間を遅らせて開室したりする場合があります。
- ② インフルエンザ等で、学級・学年閉鎖等になった場合は、感染拡大防止のため、対象となる学級・学年に在籍する児童（感染していなくても）は利用できません。

3 利用料・入所手続等

利用料	<p>平日 500 円/日</p> <p>学校の休業日 1,000 円/日</p> <p>※ <u>1か月当たりの利用日数は、緊急時の10日を限度とします。</u>夏休み期間については、支援員にお問い合わせください。</p> <p>※ 利用料は、利用日の学校の状況により異なります。申請時点における状況で判断させていただきます。</p> <p>※ <u>申込み後の利用日の変更や、キャンセル時の返金はできません。</u></p>
納入方法	現金（入所申請時） ※利用料の助成制度等はありません。
時間外利用料	30分ごとに1,000円（利用当日、現金でお支払いください。）
傷害保険料	<p>800円/年度</p> <p>令和3年度分（傷害保険加入日翌日から当該年度末まで有効）</p> <p>※ 入所児童全員に加入していただきます。</p> <p>※ 保育中の怪我が対象となります。</p>
入所手続き及び関係書類	<p>① 入所日前日までに、傷害保険料を添えて申請してください。 なお、入所日前日が、クラブの休所日（日曜日や祝日）の場合は、利用日 前の金融機関営業日までに申請してください。</p> <p>② 保護者名は、入所に関し責任のある方で統一してください。</p> <p>③ 日常保育の中で、特別な配慮が必要な疾病等がある場合には、児童票に（食物アレルギーがある場合は、食物アレルギー対応票も）必ず記入してください。覚書を結んでいただく場合もあります。</p> <p>① 一時入所申請書 ②一時入所児童票</p> <p>③ 食物アレルギー対応票（食物アレルギーがある場合）</p> <p>※ 申請書類は各クラブにあります。また、協議会のホームページからもダウンロードできます。（http://www.kukigakudou.jp/）</p> <p>※ ②については、2回目以降の利用で、児童票の内容に変更がない場合は、再提出の必要はありません。</p>
入所の判定	一時利用のため、省略します。

新型コロナウイルス感染症への対応

各放課後児童クラブでは、新型コロナウイルス感染症への対応として、次のような取組を行っています。保護者の皆様のご理解ご協力をお願いします。

- ◎ 登室時の検温（37.5℃以上の場合はご利用をお断りする場合があります。）
- ◎ 手洗い・うがいの励行・・・必ずハンカチを持たせてください。
- ◎ 手指の消毒・・・アルコールによる消毒を行っています。
- ◎ マスクの着用・・・必ず予備を持たせてください。
- ◎ 室内の換気の実施

4 一時入所に当たっての留意事項

安全・安心なクラブ運営を行うため、一時入所に当たっては、次の事項をお守りください。

- (1) 申請書類の内容（連絡先、児童票等）に変更が生じた場合は速やかに申し出てください。
- (2) 放課後児童クラブに一時入所する場合は、必ず、担任の先生にその旨をお知らせください。
- (3) 放課後児童クラブは集団保育なので、児童にクラブのルールや約束ごとを守るよう話をし理解をさせてください。

協議会では、次の「お約束ごと」を定めています。

学童クラブでのお約束ごと

※クラブ室内に、掲示しています。

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1 元気に、あいさつをしましょう。 | 2 手洗い・うがいをしましょう。 |
| 3 みんなで仲良く遊びましょう。 | 4 人を傷つける言葉や行動などはやめましょう。 |
| 5 クラブ内の物を、大切に使いましょう。 | 6 約束やルール、決まりを守りましょう。 |

(4) 持ち物等について

登室時には次のものをご用意ください。お金や遊び道具などの私物は持たせないでください。また、すべての持ち物に名前を書いてください。

- ① ハンカチ、ポケットティッシュ、マスク（当分の間着用）
- ② 土曜日や夏・冬・春休み等長期休み等の日の持ち物
 - ア 弁当と水筒（おやつの中には麦茶を提供しています。）
 - イ 学習用教材
 - ウ 帽子
 - エ その他、支援員から指示があった物

(5) 児童の体調について心配がある場合は、必ず支援員にお知らせください。

(6) 一時入所を利用しなくなった場合は、開設時刻（平日：午後1時30分、土曜日：利用予定時刻）までに、電話（留守番）かファックス・メールで必ずご連絡ください。

(7) 児童の送迎について

- ① 児童の安全を確保するという観点から、児童の送迎については、保護者又は保護者に代わる方（18歳以上）の送迎をお願いします。

※保護者に代わる方の例

親族、友人、ファミリー・サポート・センターなど

- ② お迎えの時刻が児童に知らせてある時刻より遅れる場合や、保育時間を過ぎてのお迎えの場合は、児童が不安になりますので、必ずご連絡をください。

(8) 感染症等の予後対応については、学校の基準と同じです。

(9) 学校が行なう「引渡し訓練」は保護者対応をお願いします。支援員は対応いたしません。

5 その他

(1) 怪我等への対応

児童が保育中に次のような怪我をした場合は、保護者に連絡するとともに、保護者と相談

し病院に連れて行きます。

- ① 頭を打ったとき。
- ② 大きな傷で、出血し、包帯を巻く必要があるとき。
- ③ 骨折や捻挫等が考えられるとき。
- ④ 目、鼻、口等、顔面を打撲したとき。
- ⑤ その他外傷があり、支援員が必要と認めるとき。

(2) 災害時の対応

協議会では「火災発生時行動マニュアル」「危機管理マニュアル」「地震発生時行動マニュアル」「風水害発生時行動マニュアル」を定め、災害時等の対応をしています。

台風や地震などの災害時には、保護者への引き渡しを原則としています。児童が不安になりますので、早めのお迎えをお願いします。

+

一日の保育の流れ

通常保育（平日）	時刻	一日保育（土曜日、長期休み）
	7:30	登室 自由遊び
	9:00	学習 ・お子さんに適した学習教材等を持たせてください。
	10:00	自由遊び
	12:00	昼食
	14:00	自由遊び ・食休みを兼ねて室内で静かに過ごします。 ・本や玩具などを揃えています。 ・天候により遊び方を選びます。
登室 ・手洗い、うがいをします。	15:00	おやつ ・麦茶を用意しています。 ・おやつは、季節のものやバランスを考えて用意します。
自由遊び等 ・宿題などをします。	16:00	自由遊び ・天候により遊び方を選びます。 ・室内にもどります。
おやつ ・麦茶を用意しています。 ・おやつは、季節のものやバランスを考えて用意します。	16:30	
自由遊び ・天候により遊び方を選びます。 ・宿題をする子ども達もいます。 ・室内にもどります。	19:15 (土曜日は 18:30)	迎え

※上記はおおまかな保育の流れです。季節や天候等により変更になることもあります。

問合せ： 協議会事務局

所在地 久喜市青葉一丁目2番地2（久喜市立地域交流センター内）

電話 0480-24-3922